

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	団体有林等（農山漁村地域整備交付金）整備補助金
補助事業等の目標	諏訪市内の森林で、整備が進んでいない箇所において、森林の機能回復を図るため間伐等の森林整備を推進する。
補助事業等の対象者	生産森林組合等の山林所有者で、「信州の森林づくり事業実施要領」（昭和 55 年 3 月 3 日 54 営林第 405 号）で定める「長野県農山漁村地域整備計画」の対象となった団体等
補助対象経費	森林整備に要する費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	県が査定する森林整備経費の 15%以内で、予算の範囲内
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者の対象者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する
補助事業等の開始時期	平成 23 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】
	国・県補助事業の上乗せ分として補助するので、国・県の補助事業が終了するまで継続する必要があるため。
情報の公表の方法等	事業主体、補助金交付金額、評価内容などを諏訪市ホームページにて公表する
その他	
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 耕地林務係